

＜対策のポイント＞

適正な産地表示等を確保するため、**食品の科学的分析による原産地判別等を強化**し、効果的・効率的な監視を実施します。また、**加工食品の原料原産地表示制度の円滑な導入**に向け、セミナーを開催するとともに、食品トレーサビリティの推進方策を検討し、併せて普及啓発を行います。

＜政策目標＞

- 食品表示の遵守状況の確実な改善とDNA鑑定による**牛肉の個体識別情報の正確な伝達**の確保
（食品表示の不適正率1.0%以下〔平成32年度まで〕）
- 加工食品の**原料原産地表示の適正な実施**と**食品トレーサビリティの取組率**の向上
（流通加工業者における入荷品と出荷品の相互関係を明らかにする記録の保存の取組率50%〔平成31年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 産地表示適正化推進事業 38（35）百万円

- ①産地表示適正化対策事業
 - ・不適正な原産地が表示されているおそれのある商品や品目に対する取締りを強化するため、**高い精度で原産地判別のための科学的分析**を実施します。
- ②食品表示・トレーサビリティ推進事業
 - ア 中小規模の食品事業者が取り組みやすい加工食品の原料原産地表示のマニュアルを活用した**セミナーを開催**します。
 - イ 食品事業者や学識経験者等有識者をメンバーとした検討会において、フードチェーンを通じた**食品トレーサビリティの推進方策を検討**し、併せて普及啓発を実施します。

2. 牛肉トレーサビリティ業務事業 235（233）百万円

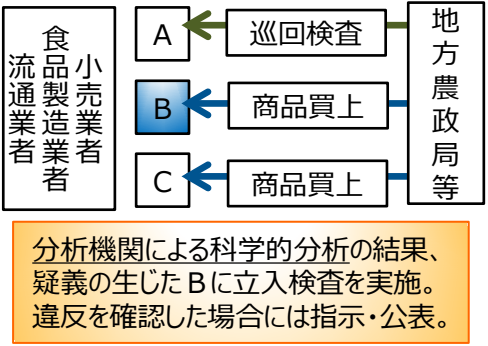
- 国内でと畜される全ての牛の枝肉から採取・保管された照合用サンプルと、小売店等から購入した牛肉とを照合し、その同一性を**DNA分析により鑑定**します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

1. 産地表示適正化推進事業



加工食品の原料原産地の表示例

2. 牛肉トレーサビリティ業務事業

